

14 ぜいとう めんじょ ひかぜい 税等の免除・非課税

(1) しょとくぜい 所得税

所得税法では、次のような控除が設けられています。

① 配偶者控除

種 類	控 除 額
一 般	380,000円
老 人 (70歳以上)	480,000円

※納税義務者の合計所得金額が、1,000万円を超える場合は、配偶者控除は適用されません。

※納税義務者の合計所得金額に応じて、控除額が段階的に縮小されます。

② 扶養控除

種 類	控 除 額
一 般 (16～18歳、23～69歳)	380,000円
特 定 (19～22歳)	630,000円
老 人 (70歳以上) 同居老親以外	480,000円
老 人 (70歳以上) 同居老親等	580,000円

③ 障害者控除・寡婦控除・寡夫控除・勤労学生控除・ひとり親控除・基礎控除

種 類	控 除 額
一般障害者	270,000円
特別障害者	400,000円
同居特別障害者	750,000円
寡婦控除 (一般) ・寡夫控除 ・勤労学生控除	270,000円
ひとり親控除	350,000円
基礎控除 ※合計所得金額2,400万円以下の場合	480,000円

◇問 合 せ 右京税務署 TEL 311-6366

(2) しみんぜい 市民税

市民税では、次の障害者控除を設けています。

前年の合計所得金額が135万円以下の障がい者は、市民税非課税となります。

種 類	控 除 額
一 般 障 害 者	260,000円
特 別 障 害 者	300,000円
同居特別障害者	530,000円

◇窓 口 税務課 TEL 874-2243

(3) 自動車税・軽自動車税（種別割・環境性能割）

次の要件に該当する場合に、自動車税（種別割・環境性能割）又は軽自動車税（種別割・環境性能割）が減免されます。

《減免を受けることができる方》

障がいの区分		自動車税 (種別割・環境性能割)	軽自動車税 (種別割・環境性能割)
身体障がい		身体障害者手帳の等級が次に該当する方	
視覚障がい		1～4級	
聴覚障がい		2～4級	
平衡機能障がい		3・5級	
音声機能障がい※ (喉頭摘出によるものに限る)		3級	
上肢不自由		1～3級	
下肢不自由		1～6級	
体幹不自由		1～3級・5級	
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1～3級	
	移動機能	1～6級	
心臓機能障がい		1・3・4級	
じん臓機能障がい			
呼吸器機能障がい			
ぼうこう又は直腸機能障がい			
小腸機能障がい			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1～4級	
肝臓機能障がい		1～4級	
知的障がい者		療育手帳A	
精神障がい者 (自立支援医療の精神通院医療の受給者証が交付されている方)		精神障害者保健福祉手帳1級	
		国民年金法施行令に定める1級と同程度	

※音声機能障害の場合は障がい者本人が所有(取得)かつ運転する自動車に限られます。

◇減免対象となる自動車（障がい者1人につき1台（軽自動車を含む。）に限る。）

- ① もっぱら障がい者本人が運転する自動車
- ② 障がい者と生計を一にする方が、もっぱら障がい者の移動手段として継続的に運転する自動車
- ③ 障がい者のみで構成される世帯の障がい者を常時介護する方が、もっぱら障がい者の移動手段として継続的に運転する自動車

- ・「もっぱら」とは、7割以上障がい者のために使用されていることをいいます。
- ・「障がい者と生計を一にする方」とは、一般的に生活をともにする親族をいいます。
- ・「障がい者のみで構成される世帯」とは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を交付され、その障がいの程度が上表に記載された内容に該当する方のみで構成されている世帯をいいます。
- ・「常時介護する方」とは、障がい者のみで構成される世帯の障がい者のために日常的に継続して運転される方で、福祉事務所長の確認を受けた方をいいます。

◇自動車の所有（取得）者と運転者との関係

障がい者の状況・障がいの程度等		自動車の所有（取得）者	自動車の運転者
障がい者が18歳以上の場合	① 障がい者が生徒又は学生 ② 重度の障がい者（身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳A） ③ 精神障害者保健福祉手帳1級又は同程度	障がい者本人又は障がい者と生計を一にする者	障がい者本人又は障がい者と生計を一にする者 ※1
	①、②、③以外の者	障がい者本人 ※2	障がい者本人又は障がい者と生計を一にする者
障がい者が18歳未満の場合		障がい者と生計を一にする者	障がい者と生計を一にする者
音声機能の障がい者の場合		障がい者本人	障がい者本人
障がい者のみで構成される世帯の障がい者の場合		障がい者本人	常時介護する者

※1 軽自動車税（種別割）は精神障害者保健福祉手帳1級又は同程度の場合、自動車の運転者は障がい者と生計を一にする者に限る。

※2 軽自動車税（種別割）は障がい者と生計を一にする者も可。

◇減免内容

自動車税（種別割） ※3	税額が45,000円以下の場合	全額免除
	税額が45,000円を超える場合	45,000円を減免
自動車税（環境性能割） ※4	課税標準額300万円に環境性能割の税率を乗じて得た額	
軽自動車税	全額免除	

※3 グリーン化税額に対応します（重課・軽課により変わります。）。

※4 環境性能割は燃費性能等によって税率が変わります。

◇問 合 せ [自動車税（種別割）について]

自動車税管理事務所

又は京都西府税事務所 TEL 326-3312 FAX 326-3310

[自動車税（環境性能割）について]

自動車税管理事務所 TEL 672-6155 FAX 672-2995

[軽自動車税（種別割）について]

税務課 TEL 874-2243

(4) こじんじぎょうぜい 個人事業税

両眼の視力を喪失した視力障がい者又は両眼の視力が0.06以下の視覚障がい者が行うあんま・はり・きゅうなどの医業に類する事業については、課税対象事業から除かれていますので非課税となります。

◇問 合 せ 京都西府税事務所 個人事業税課 TEL 326-3346

(5) そうぞくぜい 相続税

心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の受給権は非課税です。

相続等により財産を取得した者が法定相続人に該当し、かつ障がい者である場合、その方の相続税額は、通常に計算した相続税額に相当する額から、次の表で算出した金額を控除した額となります。また、控除しきれない金額があるときはその方の扶養義務者の相続税額から控除することができます。

障害者控除	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳3級～6級 ・療育手帳B ・精神障害者保健福祉手帳2級、3級 	85歳までの1年につき10万円
	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級、2級 ・療育手帳A ・精神障害者保健福祉手帳1級 	85歳までの1年につき20万円

◇問 合 せ 右京税務署 TEL 311-6366

(6) そうよぜい 贈与税

心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の受給権は非課税です。

特定障害者の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、次の表の金額を非課税とすることができます。

この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて所轄税務署長に提出しなければなりません。

※特定障害者とは特別障害者及び障害者のうち精神に障がいのある方をいいます。

特別障害者	6,000万円
特別障害者以外の特定障害者	3,000万円

◇問 合 せ 右京税務署 TEL 311-6366

(7) 消費税^{しょうひぜい}

身体障がい者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品（身体障がい者用物品）の譲渡、貸付等は、消費税法上の非課税取引となります。

非課税の対象となる身体障がい者用物品は、義肢、盲人安全つえ、義眼、点字器、人工喉頭、車いす、その他の物品で、厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものに限られます。

また、介護保険法に基づく保険給付の対象となる居宅サービス及び施設サービス等についても消費税法上の非課税取引となります（サービス利用者の選択による特別な居室の提供や送迎などを除く。）。

◇問 合 せ 右京税務署 TEL 311-6366

(8) 預貯金等の利子^{よちよきんとう りし}

金融機関等への預貯金等について一定限度額まで利子所得が非課税となります。

◇非課税対象限度額（1人当たり、次の限度額まで）

預貯金等 元本350万円

利付国債等 額面350万円

◇対 象 者 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳保持者等

◇問 合 せ 各金融機関

(9) 向日市国民健康保険料^{むこうしこくみんけんこうほけんりょう}

災害等により生活が著しく困難となった方又はこれに準ずると認められる方のうち必要があると認められる方に対し、申請により向日市国民健康保険料が減免されます。

対象者	減免内容
身体障害者手帳1級及び2級の方	対象者に係る均等割額
障がい者手帳を交付されている方 (所得要件があります。)	対象者に係る所得割額の一部 (ただし、所得割額が無い方を除く。)

◇窓 口 医療保険課 TEL 874-2793 FAX 932-0800